

第20号議案

仙台市教育委員会公印規則の一部改正について

仙台市教育委員会公印規則（昭和37年仙台市教育委員会規則第10号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、議決を求める。

令和7年10月29日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

仙台市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正の理由

校長印における電子印について、生徒証等の文書への使用等を考慮し、縮小した印影の使用を認めることとするもの。

2 改正の概要（詳細は別紙新旧対照表参照）

校長印における電子印について、縮小した印影の使用も認めることを明記する。

3 施行期日

令和7年12月1日

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。
令和七年 月 日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第 号

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

仙台市教育委員会公印規則（昭和三十七年仙台市教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（電子印） 第四条の二 情報処理システムを利用して事務を行うときは、総務課長の承認を得て、情報処理システムに記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用し、公印の押印に代えることができる。 [2・3 略]	（電子印） 第四条の二 情報処理システムを利用して事務を行うときは、総務課長の承認を得て、情報処理システムに記録した公印の印影（<u>校長印にあっては、縮小したものを含む。次項及び第三項において同じ。</u>）を打ち出したもの（<u>次項及び第三項において</u>「電子印」という。）を使用し、公印の押印に代えることができる。 [2・3 略]

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

（教育局総務企画部総務課）